コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　AXELL CORPORATION

最終更新日：2015年10月23日
株式会社アクセル
代表取締役社長　松浦一教
問合せ先：取締役管理グループゼネラルマネージャー　千代進弘
証券コード：6730
http://www.axell.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけており、企業理念において「全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」旨を明記するとともに、「株式会社アクセル行動規範」を定め、これを経営上の重要な指針のひとつとして位置づけています。当社ではコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則について遵守します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4【いわゆる政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞
政策保有株式については、事業戦略上の重要性や中長期的な経済合理性、連携による将来の成長可能性等を勘案のうえ、中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に保有する場合があります。また、当社が属する組み込み機器市場は中長期的な連携を要する市場でもあり、特に中長期的な視点からみた将来の成長可能性を当社では重視します。また、株式保有の合理性を検証するため、主要な政策保有株式については、担当取締役（管理グループゼネラルマネージャー）による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとします。
＜議決権行使の基準＞
政策保有株式に係る議決権行使については、画一的な行使基準は定めていませんが、投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や持続的な成長を促す観点から、議案ごとに判断することとしています。また、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使します。

原則1-7【関連当事者間の取引】
当社取締役は、会社法及び取締役会規程に基づき、取締役会の承認を得た場合を除き、競業取引及び利益相反取引を行ってはならないものとしています。さらに会社と主要株主との取引、その他会社や株主共同の利益を害するおそれのある関連当事者間の取引についても、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めています。また、当該取引が実施された場合は、合理的な範囲で遅滞なく取締役会に報告するとともに、法令の定めに基づき、その重要な事実を適切に開示することとしています。

原則3-1【情報開示の充実】
当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、株主・投資家に有用と思われる情報は主体的な発信に努めます。

(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
企業理念、経営方針（中長期的な事業計画、業績目標、IR・適時開示方針等）について、当社WEBサイト等で開示しています。
http://www.axell.co.jp/company/general/governance.html
http://www.axell.co.jp/ir/general/index.html

(2)本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載しています。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「2．1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等を考慮したうえで、期待される職責に照らして主に以下のような視点から選定しています。
A)経営的視点から技術系企業である当社の事業活動全般を統括する能力を備えていること
B)当社が属する業界又は担当する職務についての経験・資質及び知見を備えていること
C)人格・人柄・その他社会人としての教養及び常識・倫理的規範意識を備えていることなど
社外取締役候補者の選定に当たっては、上記の視点に加えて以下の点も考慮します。
D)株主、一般投資家と同じ目線で経営を監督できる能力、知見を有していること
E)経営を監督するに当たり、企業価値の向上を目的として、株主、一般投資家に対して客観的、中立的に望めることなど
取締役の選任に当たっては、上記視点に基づき代表取締役が候補者を選定し、取締役会での審議を経て候補者を決定しています。
監査役候補者は、財務・会計に関する知見、企業経営に関する経験等を総合的に考慮したうえで、選定することとしています。監査役の選任に当たっては、代表取締役が候補者を選定し、監査役会の同意の上、取締役会で候補者を決定しています。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外役員の個々の選任理由は、本報告書「2．1．機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しています。また、社内取締役の個々の選任理由は以下の通りです。

■佐々木譲
佐々木譲氏は、長年、他社において半導体開発の主導的役割を担った後、平成8年2月に当社を設立(創業)し、平成24年6月まで代表取締役社長、その後は取締役会長(現任)として当社の業務執行の監督を担っております。半導体分野での豊富な開発経験と、当社を創設し成功をおさめた経営者としての実績を有しております。引き続き、非業務執行取締役として取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待できるため、取締役として選定しています。
■市原澄彦
市原澄彦氏は、長年、他社において半導体営業の主導的役割を担った後、平成9年4月に当社に入社、平成9年6月から取締役として営業部門の統括責任者、平成14年6月からは常務取締役を務め、平成22年6月に非業務執行取締役、平成24年6月からは非業務執行の取締役副会長(現任)として当社の業務執行の監督を担っております。半導体分野での豊富な営業経験と、当社設立間もない頃から事業を軌道にのせ今日の当社の礎を築いた実績を有しております。引き続き、非業務執行取締役として取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役として選定しています。
■松浦一教
松浦一教氏は、長年、他社において半導体開発の主導的役割を担った後、平成10年4月に当社に入社、平成18年6月から取締役として当社の開発部門全体の統括責任者を務め、平成24年6月からは代表取締役社長(現任)として当社事業全体を統括しております。
半導体分野での豊富な開発経験と、当社設立間もない頃より開発実務・管理面から事業拡大に尽力してきた実績を有しております。今後も当社事業の成長を加速させるには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると考え、取締役として選定しています。
■斉藤昭宏
斉藤昭宏氏は、長年、他社において半導体営業の主導的役割を担った後、平成14年1月に当社に入社、平成18年6月から取締役として当社の営業部門の統括責任者を務め、平成24年6月からは営業部門の統括責任者兼代表取締役副社長(現任)として当社事業全体を統括しております。
半導体分野での豊富な営業経験と、当社の成長期において営業実務・管理面から事業拡大に尽力してきた実績を有しております。今後も当社事業の成長を加速させるには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると考え、取締役として選定しています。
■柴田高幸
柴田高幸氏は、長年、他社において半導体開発の主導的役割を担った後、平成8年2月に佐々木譲氏とともに当社を設立(創業)、平成22年6月まで取締役として当社の開発部門全体の統括責任者を務め、その後は非業務執行取締役(現任)として当社の業務執行の監督を担っております。
半導体分野での豊富な開発経験と、当社設立時から事業を軌道にのせ今日の当社の礎を築いた実績を有しております。引き続き、非業務執行取締役として取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役として選定しています。
■千代進弘
千代進弘氏は、長年、他社において経理・財務、総務・人事等管理系業務の主導的役割を担った後、平成12年8月に当社に入社、平成14年6月まで当社の管理部門の責任者を務め、その後は管理部門を統括する取締役(現任)として、管理面から当社事業全体を支えております。
半導体分野にかかわらず豊富な管理業務経験を持ち、当社設立間もない頃より事業を軌道にのせ今日の会社の礎を築いた実績を有しております。今後も当社事業の成長を加速させるには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると考え、取締役として選定しています。
■蟹江幸司
蟹江幸司氏は、大学在学時に当社と共同研究を行っている研究室に所属、大学卒業後の平成13年4月に当社に入社、当社の開発部門にて半導体開発の主導的役割を担い、平成21年4月に半導体開発部門の責任者、平成24年6月からは開発部門を統括する取締役(現任)として技術面から当社事業全体を支えております。
当社における開発業務全般にわたる実務から管理までの経験、当社の成長期において技術面から事業拡大に尽力してきた実績を有しております。今後も当社事業の成長を加速させるには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると考え、取締役として選定しています。

原則4-1【取締役会の役割・責務(1)】
補充原則4-1-1
取締役会規程にて、取締役会決議事項を明確にするとともに、社長より委任された範囲内において業務担当取締役が業務執行できる旨を職務権限規程に明示しています。

原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】
本報告書提出日現在において、当社の独立社外取締役は1名となっていますが、当社は監査役3名すべてを独立社外役員で構成するとともに、取締役会を構成する8名の取締役のうち、独立社外取締役1名を含める4名を非業務執行役として配置し牽制機能を強化するなど、適切なガバナンス体制は構築されているものと考えています。一方、当社をとりまく環境や今後の事業展開に伴うリスクへの対応等の観点から、ガバナンスをさらに強化するための最適な体制を適宜構築していく必要があると認識しており、2016年6月開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行及び複数名の独立社外取締役の選任を実施する方針としています。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
本報告書「2. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しています。

原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4-11-1
取締役会は、現在の業態・事業規模等を踏まえ、定款で定める10 名以下の適切な人数とし、経営・財務、営業・マーケティング、研究開発等をはじめとする各分野における豊富な経験・優れた知見を有する多様な人員で構成するものとしています。また、独立かつ客観的な監督の実効性を確保するため、独立性の高い社外取締役の活用に努めるものとします。

補充原則4-11-2
当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、他の上場会社の役員を兼任するなど複数の会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。また、各取締役・監査役の重要な兼任状況については事業報告(株主総会招集ご通知添付書類)にて開示しています。

補充原則4-11-3
現在、取締役会において、取締役会全体の実効性に関する分析・評価は実施していませんが、コーポレートガバナンス・コードの制定を踏まえて、2015年度より、各取締役の自己評価等も含めた取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する方針としています。2015年度の実効性の分析・評価に関する開示は、2016年6月提出予定のガバナンス報告書に記載する予定です。

原則4-14【取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4-14-2
取締役・監査役は、会社法やコンプライアンス、その他時々の情勢に応じた内容の講習会(E-Learning含む)を定期的に受講し、役員として必要な知識の習得及び自身に求められる役割と責務の理解促進に努めます。また、新任の取締役・監査役は、自身に求められる役割と責務を適切に理解するため、就任に当たり外部セミナー等を受講するものとします。社外役員に関しては、就任に当たり当社の事業内容や特徴の理解促進を図

るための機会を設けます。なお、これらトレーニングにかかる費用は会社が負担します。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針を取締役会で定めています。内容は以下の通りです。
■IR基本方針
IR活動の最終的な目的は適正株価の形成及び維持にあると考えています。また、株主、投資家との対話を重視し、企業価値の最大化に結びつけることもIR活動の重要な役割であると認識しています。当社ではこの理念に立脚し、IR活動を通じて以下の促進に努めます。
・企業認知度の向上
・企業理念や事業内容、経営戦略についての理解促進
・競争優位性等を損なわない範囲での積極的な情報開示
・株主、投資家との対話、信頼関係の構築等
■株主(投資家)との対話全般に関する方針
株主(投資家)との対話については、担当取締役(管理グループゼネラルマネージャー)が統括するとともに、IR・広報チームがこれを補佐します。また、株主(投資家)からの要望があれば、合理的な範囲において、代表取締役社長及び社外取締役もこれに対応するものとします。また、年2回開催している決算説明会及び定期的に開催している個人投資家向け会社説明会については、積極的に代表取締役社長が対応します。
■適切なIR活動を行うための有機的な連携
IR・広報チームを設置し、株主との対話の充実に向けた積極的なIR活動に取り組みます。IR・広報チームは、営業、経理、財務、総務、法務部門等と適宜情報交換を行い、IR活動に必要な情報を適切に収集します。また、株主、投資家との対話から得た意見及び懸念については、社外取締役も出席するGM(ゼネラルマネージャー)会議(役員、所属長による定例会議)に報告しています。
■個別面談以外の取り組み
株主(投資家)の依頼に応じて個別の面談を随時実施するほか、個人投資家向け説明会といったIRイベントを定期的に実施します。また、ホームページ、株主通信、株主総会招集ご通知等の多様な媒体を通じて株主に対して積極的な情報提供に努めます。
■インサイダー情報管理の方針
当社では決算情報に関して、公表前の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、原則として各四半期決算期末から決算発表日までを沈黙期間として設定し、株主(投資家)との面談を一部控えることとします。また、社内では「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐々木　譲	1,247,100	10.05
緑屋電気株式会社	849,000	6.84
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	847,600	6.83
市原　澄彦	595,800	4.80
柴田　高幸	594,800	4.79
松浦　一教	388,800	3.13
奥村　龍昭	369,000	2.97
森屋　和喜	368,800	2.97
株式会社アバールデータ	260,000	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	217,200	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社から平成27年8月20日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成27年8月14日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
名称 : インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
所有株式数 : 551,500株
割合 : 4.45%

上記大株主の状況のほか、自己株式1,214,503株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　眞巨	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　眞巨	○	独立役員に指定しています。	鈴木眞巨氏は、代表取締役として自ら企業経営に携わっており、経済分析力や経営全般にわたる造詣の深さから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして社外取締役として選定しています。 また、鈴木眞巨氏は、会社法が定める社外性を有するとともに、有価証券上場規程等に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役としての独立性を有しています。当社では鈴木氏に対し、独立した立場から客観的かつ中立的な意見具申を期待できるとの判断から、独立役員に指名しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	

任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人です。監査役（監査役会）は、会計監査人と緊密な連携体制をとりながら、監査業務を執行しています。
監査役は、会計監査人が開催する通年の監査計画報告会、中間決算及び本決算時の決算監査に係る会計監査報告会などを通じて、会計監査人による会計監査の状況を把握しています。また、監査役（監査役会）は、必要に応じて会計監査人と会合を持つことが可能な体制となっており、緊密な連携が確保されているものと認識しています。
次に、当社の内部監査部門は、社長直属の組織化された担当として設けており、内部管理担当の長を内部監査実施者に指名しています。内部監査実施者と監査役は、監査役が作成する監査計画書において定例化されている四半期に一度開催される定例面談に加えて、必要がある場合には都度面談を実施し、相互の監査状況を確認するとともに情報の共有を図り、監査役と内部監査実施者の相互連携関係の強化を図っています。
また、監査役及び内部監査実施者は毎月開催される取締役会に出席するとともに、常勤監査役及び内部監査実施者は毎月開催されるゼネラルマネージャー会議（主に予算統制等を行う会議であり、以下「GM会議」という。）にも出席しており、取締役の経営判断及び職務執行に関する各種情報を適宜に入手し、経営に関する方向性や決定事項を把握するように努めています。また、監査役及び内部監査実施者は両者で連携を図りながらも、各々が独立した立場で経営に係る会議に出席し、各種情報を収集するとともに、各会議において必要と思われる質疑や意見がある場合、その表明を行うこととしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田良樹	他の会社の出身者													
三村勝也	公認会計士													
五十島滋夫	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由

	役員		
吉田良樹	○	独立役員に指定しています。	吉田良樹氏を当社社外監査役として選任している理由は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することに加え、当社が属する電気機器業種に係る豊富な経験及び知見とともに、同業種での常勤監査役としての経験等を勘案したことによります。 ＜独立役員指定理由＞ 吉田良樹氏は、当社役員として社外性が認められる点に加えて、独立性、電気機器業界に係る豊富な知見、長年にわたる経営経験、一般株主と利益相反の生じる恐れがない役員である点等を考慮して独立役員として適切な人材であると判断した結果であります。
三村勝也	○	独立役員に指定しています。	三村勝也氏を当社社外監査役として選任している理由は、同氏が有する長年にわたる公認会計士としての経験及び事業会社の経営に関する知見等を総合的に判断したことによります。 ＜独立役員指定理由＞ 三村勝也氏は、当社役員として社外性が認められる点に加えて、独立性、長年にわたる会計士としての経験、一般株主と利益相反の生じるおそれがない役員である点等を考慮して適切な人材であると判断した結果であります。
五十島滋夫	○	独立役員に指定しています。	五十島滋夫氏を当社社外監査役として選任している理由は、同氏が有する長年にわたる公認会計士としての経験及び事業会社の経営に関する知見等を総合的に判断したことによります。 ＜独立役員指定理由＞ 五十島滋夫氏は、当社役員として社外性が認められる点に加えて、独立性、長年にわたる会計士としての経験、他社における経営経験、一般株主と利益相反の生じるおそれがない役員である点等を考慮して独立役員として適切な人材であると判断した結果であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しています。
また、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保するため、以下の通り「社外役員の選任及び独立役員の指定に関する基準」を定めています。
＜社外役員の選任及び独立役員の指定に関する基準＞
株式会社アクセル（以下、「当社」という）は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する方針として、会社法及び東京証券取引所が定める社外取締役または社外監査役の基準を満たすとともに、以下の要件を満たす者を独立役員として選任する。
1. 次の事項に該当する場合は『独立役員』とは言えないと判断する。
＜取引関係＞
(1)当社グループの主要な取引先（注1）の業務執行者（注2）
＜主要株主＞
(2)当社グループの10%以上の議決権を保有している株主又はその業務執行者
(3)当社グループが10%以上の議決権を保有している者の業務執行者
＜アドバイザー・専門的サービス提供者＞
(4)当社グループの法定監査を行う監査法人の社員、パートナー又は従業員
(5)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
＜社外役員の「持ち合い」関連（相互就任）＞
(6)当社グループの業務執行者が他の会社にて社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
＜寄付先＞
(7)当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受領している団体の業務執行者
＜近親者＞
(8)上記(1)から(7)までの、配偶者又は2親等内の親族もしくは同居の親族
＜その他＞
(9)過去3年間において上記(1)から(8)に該当していた者
2. 上記形式要件以外にも実質的な独立性を慎重に考慮するものとする。

3. 独立役員は、上記1に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに当社に報告するものとする。
注1:「主要な取引先」とは、その直近の年間取引金額が当社の売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
注2:「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。なお、社外監査役においては、非業務執行取締役を含む。
注3:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000 万円以上、法人・団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブとして、その報酬の一部を業績連動とする報酬制度を導入しています。当社が採用する業績連動型報酬制度は、株主総会においてご承認いただいている全取締役の報酬に係る上限固定枠に加えて、一定水準以上の自己資本利益率(ROE)に応じて変動する報酬額を支給する仕組みとなっています。また、自己資本利益率の水準にかかわらず、会社法第453条に規定する株主に対する剰余金の配当を行わない場合、当期純利益が前期比で20%以上の減益となる場合及び2期以上連続して当期純利益が減益となる場合には、業績連動報酬は支給されません。このような制度設計としている理由は、継続的かつ安定的な収益性の向上を目指し、これにより株式価値の向上を図るよう取締役の士気を高めることを目的としているためであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、役員の高額な報酬やストックオプションが経営者の経営姿勢を過度に短期的なものとする恐れがある等の点を踏まえた株主、投資家にとっての役員報酬情報の重要性に鑑み、個別の年間報酬総額が1億円を超える場合に個別の開示を行う方針としています。
当社役員の個別報酬は、各役員共、上記の基準を超えない範囲となっており、上記の制度趣旨に基づく個別報酬金額自体の重要性等も踏まえ、対象期間に応答する有価証券報告書におきましてはその報酬総額を記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、固定報酬(月次)と業績に連動した報酬(年次)により構成し、業績との連動性を確保した内容としています。総報酬額のうち、業績連動報酬が占める比率は最大で36%になります。また、業績連動報酬は企業価値向上を意識し、株主視点を経営に取り込むためROE指標と連動させています。具体的な算出方法は以下の通りです。なお、社外取締役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、業績連動報酬の支給はありません。また、2016年6月開催の定時株主総会において、中長期的な業績に連動する報酬体系を導入する方針としています。
■固定報酬
固定報酬については、個々の職責や経験・能力、従業員の給与水準とのバランス等を総合的に考慮して決定しています。具体的には、株主総会において決議承認された報酬限度額(180百万円)の範囲において、各取締役の職位に基づいた一定の報酬基準をもとに取締役会で決定しています。
■業績連動報酬
業績連動報酬については、自己資本利益率(ROE)を基準として以下の通りといたします。

自己資本利益率(ROE)水準	報酬枠
4%未満	0
4%以上 8%未満	30百万円
8%以上12%未満	60百万円
12%以上	100百万円

個々の職位の報酬額は以下の配分係数により算出いたします。

職位	配分係数／1人
業務執行取締役	1
代表取締役社長	2
代表取締役副社長	1.8
取締役	0.84

また、次のいずれか1つに該当する場合は、上記の自己資本利益率（ROE）水準にかかわらず業績連動報酬は支給いたしません。
・会社法第453条に規定する株主に対する剰余金の配当を行わないとき
・当期純利益が前期比で20%以上の減益となる場合
・2期以上連続して当期純利益が減益となる場合

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する専門担当セクション又は専従スタッフは設けていませんが、必要とされる情報等を適宜伝達できる体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）当社の取締役会は、社外取締役1名を含む8名で構成され、法で定められた業務及び経営に関する重要事項の決議並びに取締役の業務執行に関する監督を実施しています。なお、経営責任の明確化と経営の継続性を両立させるため、取締役の任期は2年としています。
（2）社外取締役の役割は、取締役による業務執行が適正に行われるよう監視・監督し、取締役会の経営監督機能を強化することであると考えています。
（3）取締役報酬等の決定は、株主総会において決議承認された範囲において、一定の報酬基準をもとに取締役会にて決定しています。
（4）当社の監査役会は、3名の社外監査役で構成され、取締役の業務執行に関する監査を実施しています。すべての監査役は、原則として毎月開催される取締役会に出席するとともに、常勤監査役は社長が経営全般の執行をするに当たりこれを補佐し、また、会社の他の組織の分掌以外の業務を遂行する役割を持つGM会議にも出席するなど、監査機能の強化を図っています。
（5）当社の会計監査は、新日本有限責任監査法人が実施しています。なお、業務執行社員は、鹿島かおる氏、飯塚徹氏であり、継続監査年数はいずれも7年以内となっています。また、監査業務に係る従事者の構成は、公認会計士4名、その他6名です。
（6）現状のコーポレート・ガバナンス体制は、「参考資料：模式図」をご参照ください。
（7）当社は本報告書提出日現在において、女性による取締役会及び監査役会の構成メンバーは存在していませんが、優秀な人材については男女を問わず登用していく方針としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、現在の業容、業態及び採用するビジネスモデル等に鑑みて最適なガバナンス体制と考える取締役会制度及び監査役会制度を採用しています。当社の取締役会は8名（代表取締役2名及び社外取締役（独立役員）1名を含む。）の取締役で構成されています。8名の取締役のうち、社外取締役1名を加えた4名を非業務執行取締役とすることにより、業務執行取締役との間の牽制機能を強化しています。一方、監査役会は会社法第335条第3項の規定に従い、監査役3名（全員を独立役員に指定）の体制とするとともに同条同項で求められている過半数を超える3名すべてを社外の人材で構成しています。当社の監査役は、各々経営、会計、税務等の知見を有しており、客観的な視点で会計監査を含む業務監査全般の監査を実施できる体制となっているものと捉えています。また、社長直属の組織として独立した内部管理担当部門を設けるとともに、当該部門の長にコンプライアンス及びガバナンスに精通した人物を配置することなどにより、内部管理の実効性向上を図っています。また、内部管理担当部門の長は内部監査実施者に指名されており、継続的な対応が可能な社内組織上の内部監査体制を構築しています。さらに当社では、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の監査及び評価」に向けた体制整備を行い、会計処理の健全性、財務報告の信頼性を向上させるための財務報告に関する内部統制手続きの文書化及び財務諸表の開示に関する手続きの明確化等を図っています。現在、当社が構築している体制は、経営の機動性や迅速な経営判断を可能とする体制を維持しつつ、企業価値の向上に向けた的確な経営判断や有効な経営監視が行える体制になっているものと捉えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会招集通知を株主総会の概ね3週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、多くの株主の皆さまが株主総会へ出席いただけるよう、株主総会集中日の10日程度前の土曜日若しくは日曜日に株主総会を開催する方向で開催日を決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、インターネット等の電磁的方法による議決権行使に対応しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社では、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの環境を利用した電磁的方法による議決権行使に対応しています。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を作成し、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに登録するとともに当社ホームページにおいても掲載しています。
その他	当社では、株主総会開催集中日を避けて設定しており、さらに土曜日又は日曜日の開催とすることにより、より多くの株主の皆さまが出席いただける環境を整えることで、当社株主総会の活性化を図っています。さらに、株主の皆さまの当社に対する理解促進を目的として、毎年12月に大阪地区での説明会も開催しています。 また、平成22年6月開催の定時株主総会から株主総会議案の議決結果につき、賛否の票数を臨時報告書にて公表しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR基本方針・適時開示方針を定め、当社ホームページに掲載しています。 http://www.axell.co.jp/ir/general/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の投資セミナーなどへの参加や個人投資家向け説明会の開催を定期的に実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（4月、10月）に決算説明会を行う予定です。なお、第1四半期及び第3四半期（7月、1月）におきましては、決算開示と同時に決算説明の動画配信を行う予定としています。また、各説明会及び動画配信は、積極的に代表取締役が説明することとしています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおけるIR情報の主な掲載内容は以下のとおりです。 ・代表者からのメッセージ ・決算短信 ・有価証券報告書 ・四半期報告書 ・説明会資料 ・IRスケジュール ・コーポレート・ガバナンスの状況 ・FAQ等 当社ホームページのURLは、以下のとおりです。 http://www.axell.co.jp/ http://www.axell.co.jp/ir/sitemap/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理グループIR・広報チームが、IR業務を担当しています。IR担当役員は、取締役・管理グループゼネラルマネージャーである千代進弘、IR事務連絡担当者は、管理グループシニアマネージャーである植野悦匡が担当しています。	
	当社は、株主・投資家の皆さまの多様な情報受領ニーズを踏まえて、以下	

その他	のような情報発信を行っています。 a. ホームページによるIR情報の掲載 b. IRメールの配信 c. ラジオによる説明会内容の配信 d. 株主・投資家の皆さまに向けた説明会の開催 e. 各種開示資料の英語翻訳化

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、企業理念において株主、従業員、顧客、取引先等すべての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立することを掲げ、各ステークホルダーの立場を尊重する方針を掲げています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業の社会性を認識し社会貢献活動を重要な責務として捉え、CSR活動に取り組んでいます。当社が現在取り組んでいるCSR活動としては、日本赤十字社、公益財団法人日本心臓財団、公益財団法人がん研究会、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金等への寄付金の拠出を実施しています。また、中古PCの地方自治体への寄贈などの活動も実施しており、総じて当社の現在の事業規模に見合ったCSR活動を実施しているものと認識しています。さらに、わが国組み込み機器産業の将来を担う技術者の育成を目的として、筑波大学と連携して「組み込みキャンパスOJT」という教育プログラムを同大学において実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社企業理念において、ステークホルダーの立場の尊重とともにすべてのステークホルダーに対して法令・定款・規則を遵守しながら、適時適切な情報開示を行うことを掲げています。 また、IR基本方針を以下のように定めています。 IR活動の最終的な目的は適正株価の形成及び維持にあると考えています。また、株主、投資家との対話を重視し、企業価値の最大化に結びつけることもIR活動の重要な役割であると認識しています。当社ではこの理念に立脚し、IR活動を通じて以下の促進に努めます。 ・企業認知度の向上 ・企業理念や事業内容、経営戦略についての理解促進 ・競争優位性等を損なわない範囲での積極的な情報開示 ・株主、投資家との対話、信頼関係の構築等

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業としての社会的責任を全うするため、コーポレート・ガバナンスの確立が重要であるとの認識のもと、実効性のある内部統制システムの構築と構築したシステムの確実な運用推進を経営の基本方針としています。
当社では、この基本方針に則り、企業理念において「株主、従業員、顧客、取引先等全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」、「法令・定款・規則を遵守し、また、適時、適切な情報開示を行う」、「情報管理に十分配慮した上で、オープンで自由な企業風土を維持し、業容拡大を目指すとともに業容に即した社会貢献を行う」などを規定しています。

（1）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1．当社取締役及び使用人は、当社が定める企業理念及び行動規範に則り、法令及び定款等の遵守はもとより、企業の社会的存在意義を踏まえた社会から求められる価値観、倫理観を堅持する。
2．当社は、代表取締役社長直属の組織として内部管理担当を設け、当該組織の長を内部監査実施者に選定する。この社内組織化された内部監査実施者は、業務執行組織から独立した視点で、取締役及び使用人の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。
3．取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に決定又は承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務執行状況を監視する。また、独立性の高い社外取締役を選任する。
4．当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る発生事実についての通報窓口を社内に設けるとともに、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。
5．当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。
6．当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定め、また、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との協力体制を維持強化している。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1．取締役の職務の執行に係る以下の情報の保存及び管理は、関係法令及び関連する社内規程等に従い、適切な保存を行うとともに、必要に応じて閲覧可能な状態での管理を行う。
イ．株主総会議事録・取締役会議事録及び関係資料
ロ．取締役及び重要な使用人が主催する重要な会議の議事録及び関係資料
ハ．稟議書及び附属書類等、取締役の職務の執行に係る重要な文書
2．上記以外の重要書類の保存及び管理については、関係法令等に従い、所管部署ごとに適切に保存及び管理する。
3．取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要情報の保存を電磁的方法により行う場合のバックアップ体制を構築する。また、構築したバックアップ体制の強化を継続的に実施する。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1．危機管理規程を制定し、損失の危険を回避するための諸施策を講じる。また、損失の危険が現実化した場合、迅速かつ適切な対応を行う。
2．事業の遂行に伴い発生する可能性のあるリスクは、当社を構成するチーム及び担当ごとに継続的な考察を実施し、その結果をGM会議（注）及び取締役会に報告する。
3．企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時等における全社的な対応の可能性を検討する。
（注）GM会議とは、社長、業務執行取締役、グループ長、グループ内チーム長による定例会議であります。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1．当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、職制、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定める。
2．当社は、原則としてすべての取締役及び社外監査役が出席する定例取締役会を毎月１回開催し、取締役の職務執行状況報告を行う。
3．取締役会は、代表取締役、社長及び役付役員を選定することで各取締役の職責を明確にする。また、主要事業部門を統括する役員を選定し、業務執行に係る責任の明確化を図る。
4．当社は、経営上の重要事実に係る各種情報の共有を目的として、GM会議に関してもすべての取締役が出席することを原則とするとともに、稟議書につき社内取締役の承認回覧及び社外取締役の閲覧を実施するものとする。
5．当社は、代表取締役社長の指示の下、毎期首において取締役会の承認を経た中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
現在、子会社に該当するものは存在しないが、将来において子会社等を設置する場合には、子会社管理規程に基づき、必要な体制等を整備する。

（6）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
1．当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切なものを任命することとする。
2．当社は、監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件につき、監査役会と協議の上、決定するものとする。

（7）当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
1．監査役は、取締役や使用人から以下の事項につき報告を受けるものとする。
イ．定期的に報告を受ける事項
・経営・事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況
ロ．臨時に報告を受ける事項
・経営に係る重要な発生事実
・取締役の職務執行に係る不正行為、法令・定款に違反する重要な発生事実
2．監査役は、上記の情報を適切に入手するため、取締役会に出席する。また、常勤監査役は、経営上重要性の高い社内会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を実施する。
3．内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な場合は速やかに監査役に報告する。

（8）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報に関する規程」に基づき、当該報告者を適

切に保護する。

(9)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「株式会社アクセル監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(10)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 取締役は、取締役及び使用人に対する監査役監査の重要性を認識し、監査役監査の環境を整備するよう努める。
2. 当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合の開催、業務執行取締役との会合の開催、使用人等からの面談機会の設定、会計監査人との定期的な意見交換機会などを設け、監査役が必要とする情報収集を行える体制を確保する。

(11)財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の基本方針及び各種規程を定め、全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、これを運用する。また、その仕組みの有効性の評価を行い、継続的な改善を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わないこと」や「法令等遵守はもとより、社会の構成員として企業に求められる価値観・倫理観を堅持する」旨を定めています。
また、当社従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めています。さらに、「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めています。
当社に対する反社会的勢力からの不当要求等に関しては、「反社会的勢力対策マニュアル」に基づき、管理グループ総務・人事チームが主に対応することとしており、関連情報の収集等を含めた統括部署としています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めていませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者であると同時に、当社の企業価値の源泉を理解し様々なステークホルダーとの間で円滑な関係を構築できる者が望ましいと考えています。
現時点におきまして「敵対的買収防衛策」を導入する計画はありませんが、株主の皆さまから負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者に備えた適切な対応も必要であると考えています。「敵対的買収防衛策」については、大株主の異動状況や社会的な動向も見極めつつ、弾力的な検討を進めて行きたいと考えています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制

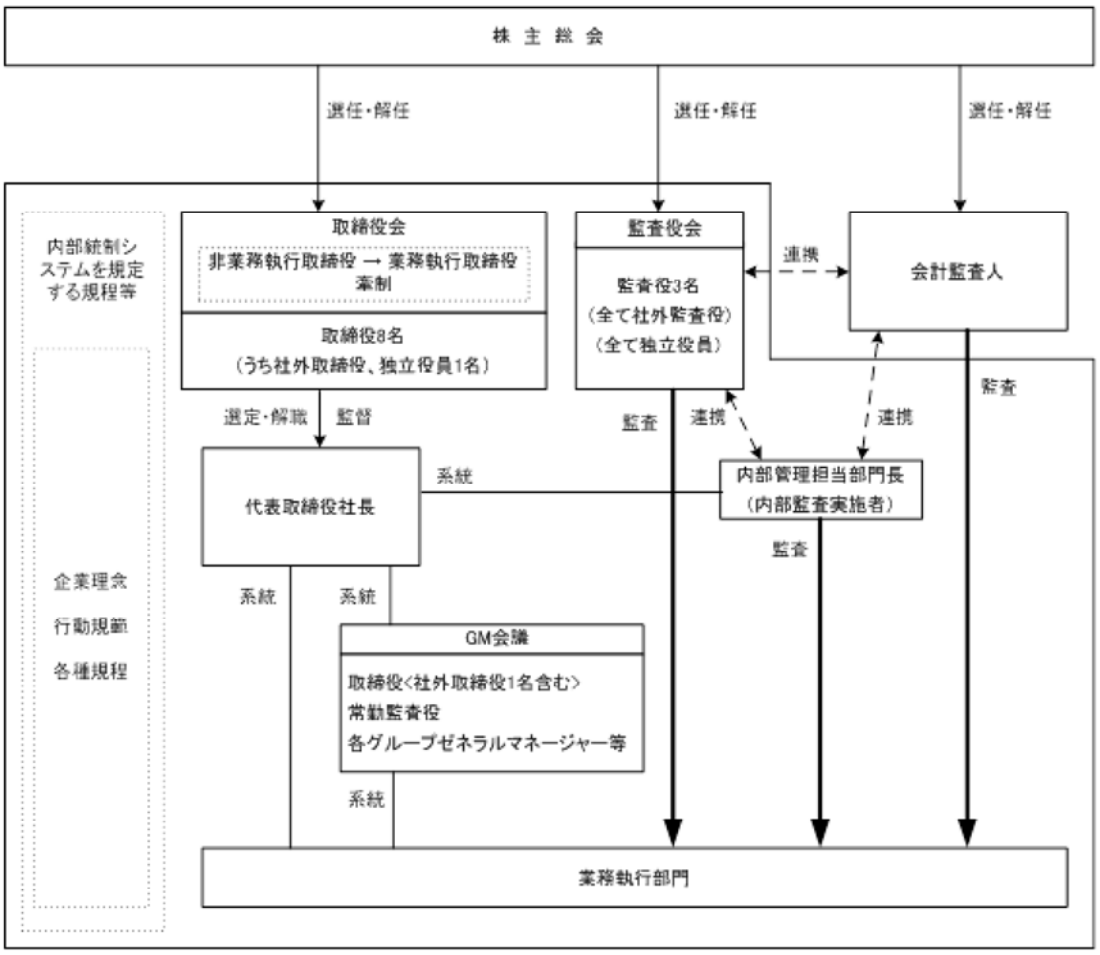

適時開示に係る体制

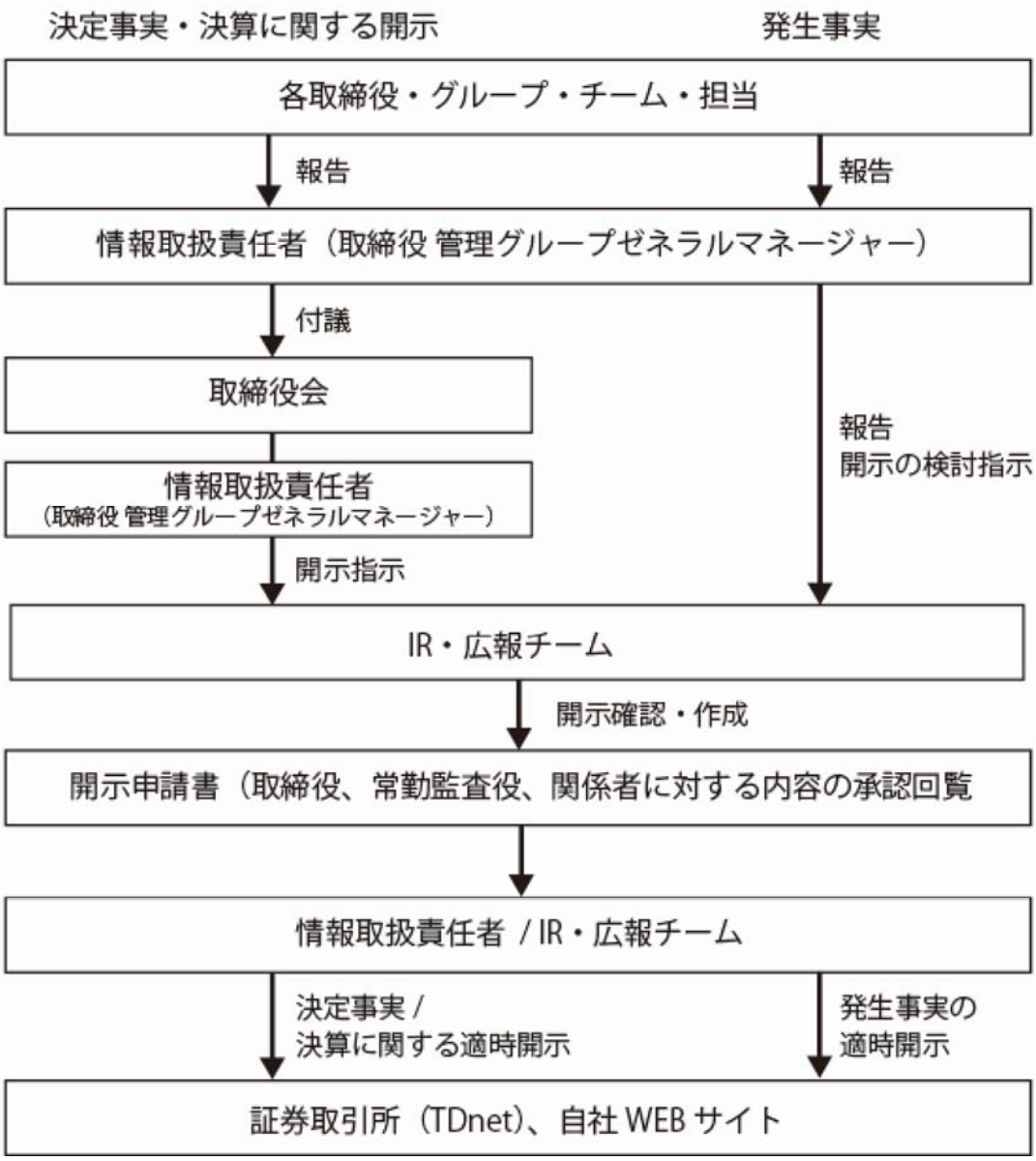
決定事実・決算に関する開示
発生事実
各取締役・グループ・チーム・担当
報告
報告
情報取扱責任者（取締役 管理グループゼネラルマネージャー）
付議
取締役会
情報取扱責任者
（取締役 管理グループゼネラルマネージャー）
報告
開示の検討指示
開示指示
IR・広報チーム
開示確認・作成
開示申請書（取締役、常勤監査役、関係者に対する内容の承認回覧
情報取扱責任者 / IR・広報チーム
決定事実 /
決算に関する適時開示
発生事実の
適時開示
証券取引所（TDnet）、自社 WEB サイト